

長野市放課後子ども総合プラン事業の運営体制の在り方検討小委員会
要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例別表の1に規定する長野市放課後子ども総合プラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）に条例第7条第1項に規定する部会等として置く長野市放課後子ども総合プラン事業の運営体制の在り方検討小委員会（以下「小委員会」という。）の組織及び小委員会の委員その他小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2 小委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 放課後子ども総合プラン事業（長野市放課後子ども総合プラン事業の実施に関する条例（平成29年長野市条例第10号）第2条第1号に規定する放課後子ども総合プラン事業をいう。以下同じ。）の運営体制に関すること。
- (2) その他放課後子ども総合プラン事業の運営に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3 小委員会は、委員10人以内で組織する。

2 小委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 推進委員会の委員の職にある者
- (2) 市長が必要と認める者

(任期)

第4 小委員会の委員の任期は、第2に規定する任務が終了するまでの間とする。

2 第3第2項の規定は、補欠の小委員会の委員について準用する。

(委員長)

第5 条例第7条第2項の規定により準用する条例第5条第1項に規定する会長等として小委員会に委員長を置き、小委員会の委員の互選によりこれを定める。

(庶務)

第6 小委員会の庶務は、こども未来部こども政策課が行う。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。